

平成28年度 朝礼委員会 活動報告書

(平成28年3月～29年2月)

始めに

新年度スタートに伴い委員長、一部の委員会メンバーが変更となりました。

そんな中、平成28年度年間目標を『朝礼委員が率先して職場で指導できるようにする』に掲げ取り組んでまいりました。社員一人一人の意識を高めるためにまず朝礼委員自身の基本動作を身に付ける所から始めて行きました。

委員長 戸谷

1. 職場の朝礼チェック実施

各職場で朝礼の基本が徹底できているか採点評価を行いました。チェック実施月：8・2月

8月平均点72点、2月平均点72.8点で微増となったが、全体的な印象として朝礼に臨むにあたっての服装の乱れが目立つように感じたので今後の反省点としていきたい。

8月度チェック結果一覧

順位	朝礼グループ	点数
1	佐久営業所	86
2	上田営業所	85
3	市場・浄掃	82
4	東御営業所	82
5	管理系グループ	79
6	環境営業	77
7	松本営業所	76
8	秋古工場	74
9	秋古ドライバー	74
10	修理工場・技研	74
11	リサイクルドライバー	73
12	環境整備	72
13	リサイクル工場	71
14	環境部	69
15	原料ドライバー	69
16	原料部	66
17	環境部早出	66
18	JR新潟	59
19	JR長野	55
20	苦桃工場	52

2月度チェック結果一覧

順位	朝礼グループ	点数
1	佐久営業所	96
2	秋古工場	84
3	東御営業所	83
4	環境整備	83
5	松本営業所	77
6	管理系グループ	77
7	リサイクルドライバー	75
8	原料部	74
9	市場・浄掃	73
10	原料ドライバー	73
11	環境部早出	71
12	修理工場・技研	71
13	秋古ドライバー	70
14	環境部	69
15	環境営業	67
16	リサイクル工場	66
17	JR長野	52
18	苦桃工場	49

2. 教育訓練

①中途入社社員へ朝礼の基本を学んでもらう為朝礼特訓を開催しました。

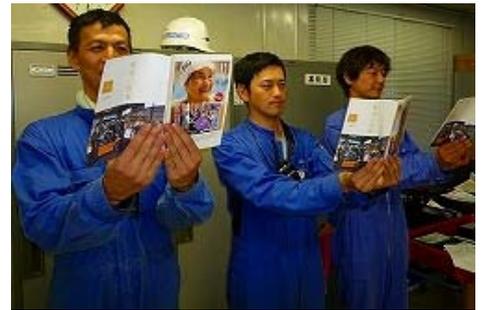
開催日：①6月9日 ②6月14日 ③6月16日 ④6月21日 ⑤7月12日

場所：①リサイクル倉庫 ②松本営業所 ③秋古 ④リサイクル倉庫 ⑤東御営業所

参加者：①3名 ②3名 ③4名 ④4名 ⑤2名

合計で16名以上の中途入社社員へ活力朝礼特訓を実施しました。

全員が朝礼の意義と活力朝礼をマスターするように委員会では継続してこの教育を実施していきます。



②朝礼強化週間を実施しました

朝の活力を推進するため朝礼強化週間を実施しました。

【主な取組み事項】 実施期間：7月25～29日

●朝の挨拶強化

朝礼委員と幹部社員は朝タイムカード前で入社してきた職場の皆さんへ元気に挨拶・握手を行いました。

●ラジオ体操の強化

期間中に行うラジオ体操は声を出して体操しました。

「いちっ！ にっ！ さんっ！ しっ！」

◎重点実施事項

週間中はグループ毎に重点項目で活力朝礼を推進します。

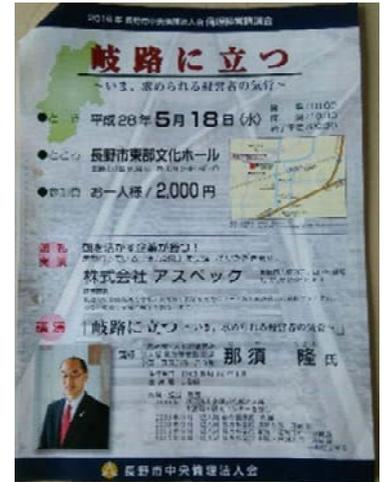
3. その他 報告事項

①長野市中央倫理法人会 倫理経営講演会に参加しました。

開催日：5月18日 18:00～

場所：長野市東部文化ホール

株式会社アスペック様の朝礼実演と那須様の講演を拝聴しました。
朝礼実演では女性の方の活躍ぶりに感銘を受け、見習うべき点があると感じました。



②AKP（明るい会社を創るプロジェクト）を開催しました。

開催日：7月16日 18:00～

場所：篤の家

朝礼委員会としては初めてAKPを開催させていただきました。木下社長からは訓示で「空元気でも良いので活気をもってやってほしい」「委員から率先してルールを守る」という事でご指導いただきました。その後の懇親会では普段中々社長と接する機会が無い人も多く最初は緊張している人も多かったですが、お酒が進むうちにその緊張も解け終始和やかな雰囲気の中で意見交換させていただきました。

③遵法唱和の開始

会社の行動方針でもある「安全・遵法第一、営業第二」の精神に則り、朝礼プログラム内に遵法唱和を取り入れました。普段の朝礼の中から遵法精神を養っていきます。

～ 遵法唱和 ～

- 第1条： 作業指示書に記載の無い廃棄物は営業に確認の連絡を取ります。
- 第2条： マニフェストを受領した時には記載内容が適切か確認します。
- 第3条： マニフェストは決められた事項を正しく記載し、収集運搬終了日及び処分終了日より10日以内に送付します。
- 第4条： お客様の依頼であってもマニフェストに虚偽の記載はしません。
- 第5条： マニフェストの無い産業廃棄物は受取りません、運搬しません。
- 第6条： 廃棄物処理施設の維持管理の記録は正しく記録し3年間保存します。
- 第7条： 産業廃棄物の許可車両には許可証、マニフェスト、電子マニフェスト加入者証を携帯します。
- 第8条： 廃棄物の収集運搬にあたってはシート掛けの実行、スライドシャッターを閉め、飛散防止対策を確実に実行します。
- 第9条： 可燃物の処理については発生場所市町村を超えた処理施設へ運搬しません。